DAIKIN 「空調のプロ」へ ダイキン空調講習会のご案内

低圧電気取扱業務特別教育 実技7時間

開催日は研修部ホームページをご覧ください。

受講料：23,100円（税込）

2日間　1日目　9:00～17:15
　　2日目　9:00～17:25
14.25時間（学科7.25時間　実技7.0時間）

電気作業に必須の安全教育！
電気知識と基本作業が学べます。

研修内容

法に規定されている内容で、電気設備や安全に作業するために必要な知識を学びます。
正しい配線作業と電気設備の安全な点検方法を学びます。

一般的な電気工事、配線の敷設や修理をされる方が対象です。（実技７時間以上）

講習スケジュール（　は実習）

1日目	**低圧電気に関する知識** ・低圧電気の危険性 ・短絡、漏電、接地、電気絶縁
	低圧電気設備に関する基礎知識 ・配電設備、変電設備 ・配線、電気使用設備 ・保守および点検
	低圧用安全作業用具に関する基礎知識 ・絶縁用保護具、絶縁用防具等 ・絶縁用防護具、検電器 ・その他の安全作業用具、管理
	低圧活線および活線近接作業の方法 ・充電電路の絶縁防護、作業者の絶縁保護 ・停電電路に対する措置、作業管理 ・救急処置、災害防止（災害事例）
	関係法令 ・法令および安衛則中の関係条項 （労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令）
2日目	**配線実習** ・工具の使い方、電線の加工 ・配線図をもとに配線 **活線実習** ・保護具、検電器の使い方 ・ブレーカの操作（停電作業、復電作業）
	理解度テスト

実習風景

なぜ特別教育を実施しなければならないのか？

労働安全衛生法では、『事業者は、厚生労働省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。』と規定されており、低圧電気の取扱作業は、作業中の感電事故の可能性から、特別教育の受講が必要な業務に該当します。また実技教育は、低圧の活線作業及び活線近接作業を行う者は、七時間以上と規定されています。

労働安全衛生法で定められている安全衛生教育

第59条第１項	雇い入れ時の教育…従事する業務に関する安全又は衛生の教育	
第59条第２項	作業内容の変更時の教育 …雇い入れ時の教育に準じて教育	
第59条第３項	特別の教育	… 危険・有害業務に就かせる者に教育
第60条第１項	職長等の教育	… 新たに職長他現場監督者になった者に教育

特別教育が実施されていない場合は、事業者が法律違反となり罰則があります。

電気工事士の資格を取得しているので、特別教育は受講しなくてよいか？

特別教育とは、厚生労働省令で定められた安全教育であり、事業者が労働者に対し、業務につかせるときに受けさせなければならない教育です。また、電気工事士は、経済産業省管轄の資格のため、電気工事士資格を持っていたとしても、特別教育の実施は免除されません。

そのため、電気工事士の資格を取得していても特別教育を未受講の場合、充電部が露出している開閉器（ブレーカなど）の操作はできません。同様に、低圧電気取扱業務特別教育を受講していても電気工事士の資格を取得していなければ電気工事は行えません。

低圧電気取扱業務の対象になる業務は？

労働安全衛生規則36条の4号では、以下の２つを対象業務としています。

・充電電路の敷設若しくは修理の業務
・充電部分の露出した開閉器の操作の業務

具体的には、電気工事に関わる業務全般又は分電盤内の端子部が露出しているブレーカ操作など、感電の危険性がある作業が対象になります。

本講習は電気作業に関する安全教育です。上記の作業に関わらず、感電の恐れがある作業に携わる方は受講いただくことをお勧め致します。